

京都府警察情報管理システム運用管理要領の制定について（通達）

〔 最終改正 令和6.3.8 例規務第3号  
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて 〕

（概要）

この通達は、京都府警察情報管理システムのシステム設計並びに運用及び維持管理に関し必要な事項を定めたもので、平成28年10月1日から実施しています。

その内容は、

- 管理組織
- サーバ等の運用管理
- 端末装置等の運用管理

等です。